

群馬大学研修員等取扱規則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成26. 4. 1
平成30. 4. 1

(目的)

第1条 この規則は、群馬大学（以下「本学」という。）が次条に定める研修員等を受入れる場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「研修員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 国立大学法人又は独立行政法人等の派遣機関の長の申し出により、本学に受け入れる教員及び研究者（以下「国立大学法人研究員」という。）
- (2) 一般財団法人私学研修福社会理事長からの申し出により、本学に受け入れる私立学校の教職員（以下「私学研修員」という。）
- (3) 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団理事長からの申し出により、本学に受け入れる専修学校の教職員（以下「専修学校研修員」という。）
- (4) 公立高等専門学校長又は公立大学長からの申し出により、本学に受け入れる公立専門学校又は公立大学等の教職員（以下「公立専門学校研修員」又は「公立大学研修員」という。）
- (5) 独立行政法人教職員支援機構理事長からの申し出により、本学に受け入れる教職員支援機構研修員（以下「教職員支援機構研修員」という。）

(申込書の提出)

第3条 申請者は、本学所定の申込書（別紙様式1）に本人の履歴書及び健康診断書（様式任意）を添え、学長に提出しなければならない。

(受入許可)

第4条 学長は、本学の教育及び研究に支障がないと認めた場合に限り、研修員等の受入れを許可する。

(研究期間及び受入時期)

第5条 研修員等の研究期間は1年とし、その期間は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間内において派遣機関の長と協議の上、研究期間を短縮することができる。

(研究方法)

第6条 研修員等は、指導教員の指導の下に本学の施設、設備を利用して研究に従事しなければならない。

(研究料)

第7条 研修員等は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）に定める額の研究料をそれぞれの区分に応じて納入しなければならない。

2 既納の研究料はいかなる理由があっても返還しない。

(研究許可の取消し等)

第8条 研修期間中に病気その他の理由により研修員等として不相当と認められたとき又は所定の期日までに研究料を納付しないときは、学長が、研究の許可を取り消し、又は研究を中止させることがある。

(研究終了届等の提出及び研修証明書の交付)

第9条 研修員等は、研究が終了したときは、研究終了届（別紙様式2）及び研究成果報告書を学長に提出しなければならない。

2 前項の研究終了届及び研究成果報告書を提出した研修員等は、その願出により、研修証明書の交付を受けることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

国立大学法人研究員
私学研修員
専修学校研修員

申 込 書

公立高等専門学校研修員
公立大学研修員
教職員支援機構研修員

平成 年 月 日

群馬大学長

殿

申請者

氏 名

印

このたび、下記の者を貴学において研究させたく必要書類を添え申請いたします。

記

(ふりがな)

- 1 氏 名
- 2 生年月日及び性別
- 3 所属学校名及び職名
- 4 研 究 題 目
- 5 実験，非実験の別
- 6 受入れ学部及び指導教員名
- 7 研 究 期 間

平成 年 月 日

群馬大学長

殿

研修員等氏名

印

国立大学法人研究員
私学研修員
専修学校研修員

研究終了届

公立高等専門学校研修員
公立大学研修員
教職員支援機構研修員

国立大学法人研究員
私学研修員
専修学校研修員

私は、平成 年度

として 学部 教員の指導の

公立高等専門学校研修員
公立大学研修員
教職員支援機構研修員

下にて「 」について研究しておりましたが、平成 年 月 日研究
を終了しましたのでお届けします。

(受入れ学部等の長) 氏 名
指 導 教 員 氏 名

印
印